

事業評価小委員会の設置について

国土交通省 航空局

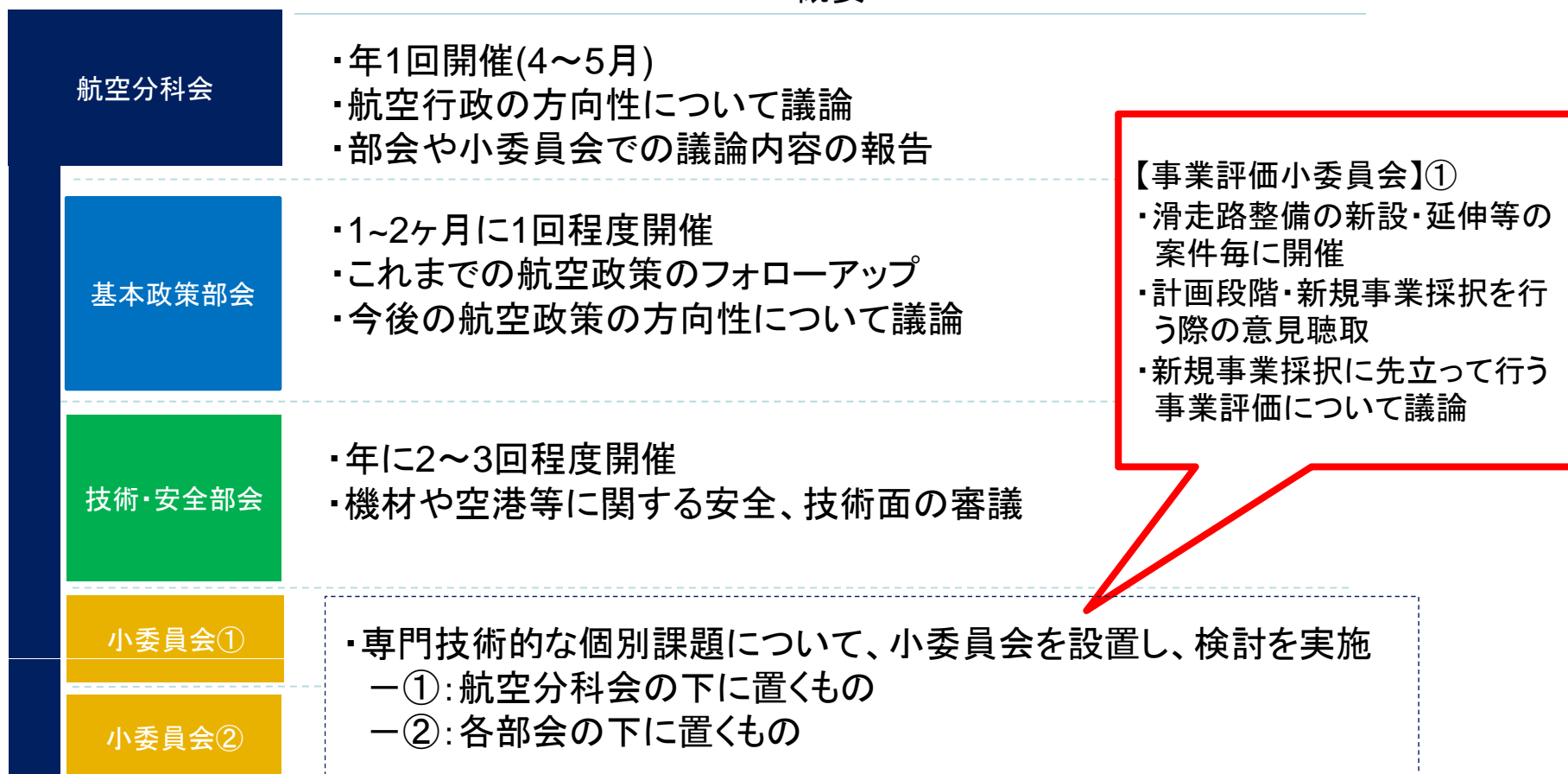
平成25年1月

交通政策審議会 航空分科会の運営方針

○航空分科会の下に2つの部会(基本政策部会、技術・安全部会)を常設するとともに、個別専門的な課題が生じた場合には、期限を設けて小委員会を設置する。

○各部会・小委員会は、その上位の分科会または部会へ適宜状況の報告を行い、取りまとめ前に了承(メール審議含む)を取ることとする。

概要



事業評価小委員会について

空港整備事業の新規事業については、新規事業採択時評価を実施する過程で、航空関係公共事業の新規事業採択時評価実施細目(平成24年8月29日改定)において「学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く」こととしているため、航空分科会の下に「事業評価小委員会」を設置。

設置年月日：2012年11月22日

根拠法令：交通政策審議会航空分科会決定
(交通政策審議会航空分科会運営規則第十条第1項)

所掌事務：空港整備事業(直轄事業)の新規事業採択時評価等に関する調査審議

事業評価の位置づけ

行政機関が行う政策の評価に関する法律(以下、行政評価法) (平成14年4月1日施行)

- ・ 事業費10億円以上の個々の公共事業関係費に該当する事業(施設の維持、修繕に係る事業、及び災害復旧を除く。)の実施を目的とする政策
- ・ 上記の個々の事業を実施する者に対し、費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

国土交通省政策評価基本計画 (行政評価法第6条に基づく基本計画)

- ・ 国土交通省が所管する以下の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業(①直轄事業、②独立行政法人等施行事業、③補助事業等)

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価要領 (事務次官通知)

- ・ 事業費を予算化しようとする事業

航空関係公共事業の新規事業評価時評価実施細目 (航空局長通知)

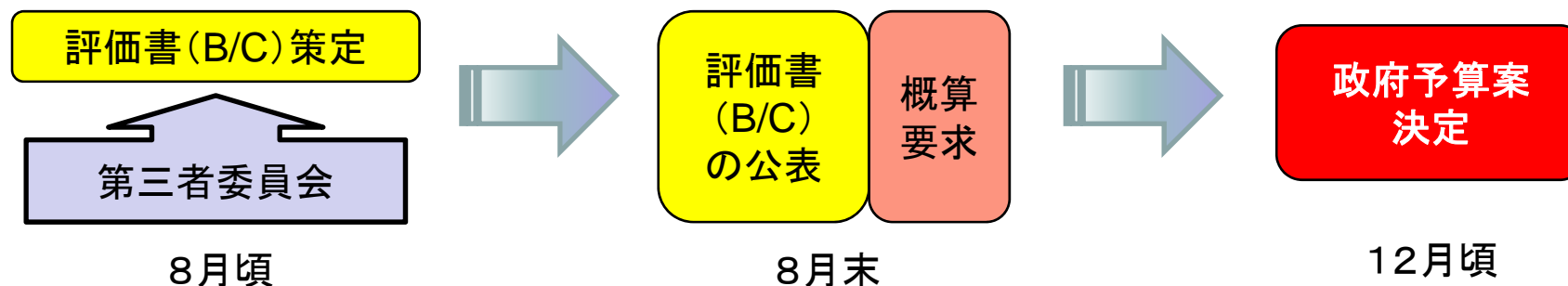
- ・ 空港整備事業(空港の新設、滑走路の新設・延長等の事業)及び航空路整備事業(次世代航空保安システム整備等の事業)で予算化しようとする事業

今回の事業評価小委員会について

今回の事業評価小委員会では、平成25年度予算に向けた那覇空港滑走路増設事業における新規事業採択時評価等について、第三者委員会として審議を実施。

【通常の新規事業採択時評価のスケジュール】

- 新規予算要求を行う事業については、原則として、概算要求書の財務省への提出時に評価結果を公表を行う。
- ただし、概算要求書の財務省提出時に公表できない場合は、別途機会を設けて公表を行う。
- なお、評価書については第三者委員会の意見を聴くこととしている。



【那覇空港滑走路増設事業の場合】

「空港整備勘定等の公共事業予算、その他の沖縄振興予算を活用することにより事業全体の財源を捻出することとし、事業着手に向けて、その詳細については、予算編成過程において引き続き関係省庁とともに検討を行う」という考え方の下で、平成25年度予算の概算要求において、新規要求を実施。

